

生駒市消防本部訓令甲第2号

生駒市消防事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年4月1日

生駒市消防長 藤田 隆文

生駒市消防事務決裁規程の一部を改正する訓令

生駒市消防事務決裁規程（平成7年4月生駒市消防本部訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

第9条の見出し中「課長、副署長、南分署長及び北分署長」を「課長等」に改め、同条中「北分署長」の次に「（以下これらを「課長等」という。）」を加え、同条第12号中「休暇届」の次に「及び欠勤届」を加える。

第15条を削る。

第16条中「課長及び副署長」を「課長等」に改め、同条を第15条とする。

第17条第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とし、同条中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同条に第1号として次の1号を加え、同条を第16条とする。

(1) 所属職員の出張命令に関すること（第7条第6号に係るものを除く。）。

第16条の次に次の1条を加える。

（課長補佐等の共通専決事項）

第17条 第9条及び前条の規定にかかわらず、次の事項については、課長補佐、違反是正担当官、署補佐及び火災調査担当官（以下これらを「課長補佐等」という。）が専決することができる。

(1) 所属職員の出張命令に関すること（第7条第6号に係るものを除く。）。

(2) 1件5万円未満の支出負担行為並びに支出命令及び用品調達基金への振替命令に関すること。

(3) 10万円未満の歳入の調定に関すること。

2 前項の課長補佐等の専決に係るもので、所属に複数の課長補佐等が置かれているときは、課長等があらかじめ指定する課長補佐等の決裁を受けなければならない。

第18条中「及び第15条」を削り、同条中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 所属職員の出張命令に関すること（第7条第6号に係るものを除く。）。

第18条に次の2号を加える。

(4) 1件5万円未満の支出負担行為並びに支出命令及び用品調達基金への振替命令に関すること。

(5) 10万円未満の歳入の調定に関すること。

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。